

懲戒請求書

茨城県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00172

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

茨城県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

山形 学
近藤識之
上畠佳子
福岡秀哉

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

愛知県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00173

懲戒請求者

氏名 印

住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

愛知県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

川上明彦

村瀬桃子

石川真司

庄司俊哉

平林拓也

清水綾子

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

岐阜県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00175

懲戒請求者

氏名

印

住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

岐阜県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

山田秀樹

畠 良平

浅井 直美

武藤 玲央奈

竹中 雅史

平松 順也

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

京都弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00176

懲戒請求者

氏名 印

住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

京都弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

浜垣真也

後藤真孝

小川顕彰

大倉英士

松浦由加子

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

群馬弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00177

懲戒請求者

氏名 印

住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

群馬弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

小此木 清

池田貴明

今村奈央

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

広島弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00178

懲戒請求者

氏名 印

住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

広島県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

船木孝和

藤川和俊

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

埼玉弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00179

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

埼玉県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。
ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

福地輝久
仲里建良
多田竜一
白石悟史
平原興

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

札幌弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00180

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

札幌弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

高崎 賢一

大川 哲也

林 賢一

高木 淳平

綱森 史泰

中村 隆

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

山口県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00181

懲戒請求者

氏名 印

住所 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

山口県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

森重知之

田畠 元久

白石 資朗

黒川 裕希

小澤 亮平

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

滋賀弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00182

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

滋賀弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。
ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

野嶋 直
片山 聰
佐竹直子
永芳明

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

新潟県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00183

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

新潟県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

遠藤達雄

兒玉武雄

奈良橋隆

氏家信彦

磯部亘

岡田典仁

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

神奈川県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00184

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

神奈川県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

三浦 修

高橋健一郎

安達 信

苑田浩之

宮下京介

種村求

二川裕之

木村保夫

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

神奈川県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00185

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒番号

対象弁護士

三木恵美子

〒 231-8873 横浜法律事務所 045-662-2226

横浜市中区相生町 1 丁目 15 番地第二東商ビル 7 階

宋 恵燕

〒 211-0004 武藏小杉合同法律事務所 044-431-3541

川崎市中原区新丸子東 2-895 武藏小杉 A T ビル 505 号室

神原 元

〒 211-0004 武藏小杉合同法律事務所 044-431-3541

川崎市中原区新丸子東 2-895 武藏小杉 A T ビル 505 号室

櫻井 みぎわ

〒 231-0006 櫻井法律事務所 045-263-8126

横浜市中区南仲通 3-35 横浜エクセレントⅢ 4 階 A 2

姜 文江

〒 224-0032 法律事務所ヴェント 045-949-5905

横浜市都筑区茅ヶ崎中央 25-7 フォーラスプラザ 203 号室

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

神奈川デモ青丘社関連での代理人虚偽申告申し立ては、確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

仙台弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00186

懲戒請求者

氏名 印
住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

仙台弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

新里宏二

亀田紳一郎

塩谷久仁子

小向 俊和

飯尾 正彦

前田 誓也

岩渕健彦

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

千葉県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00187

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

千葉県弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

山村清治

菅野亮

済木 昭宏

岩井 浩志

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

大阪弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00188

懲戒請求者

氏名 印
住所 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

大阪弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

中本和洋

松葉知幸

中井洋恵

平野恵穂

岩佐嘉彦

山本健司

入江寛

中務正裕

山口健一

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00189

懲戒請求者

氏名 印
住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

東京弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

小林元治
成田慎治
仲 隆
芹澤眞澄
佐々木広行
谷 真人
鍛冶良明
道あゆみ
近藤健太
佐々木亮

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

福岡県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00190

懲戒請求者

氏名 印

住所 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

福岡県護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

原田直子

富山 敦

迫田 学

井下 顕

千綿俊一郎

松尾佳子

斎藤芳朗

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

兵庫県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00191

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

兵庫県護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

春名一典

白承豪

尾藤寛

村田吾郎

鈴木亮

篠内正樹

幸寺 覚

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

和歌山県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00192

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

和歌山県護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

藤井幹雄

田中博章

赤木俊之

山岡大

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

日本弁護士連合会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00193

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒番号

対象弁護士会

日本弁護士連合会

関東弁護士連合会

東京弁護士会

愛知県弁護士会

京都弁護士会

第一東京弁護士会

神奈川県弁護士会

兵庫県弁護士会

申し立ての趣旨

上記弁護士会を懲戒することを求める。

懲戒事由

上記弁護士会については、「違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その活動を推進する行為は、確信的犯罪行為である」として懲戒請求しているが、その際にＨＰ上で具体的に開示していない施行規則をもって懲戒請求の抑止と思われるような対応をしている弁護士会がある。

また、複数の明らかな犯罪弁護士を抱えている弁護士会や傘下組織に明らかな違法組織の疑いがある弁護士会がある。

個々の事由については別添の通りである。

懲戒請求書

第一東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00194

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒 番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

第一東京弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

小田修司（第一東京）

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

第二東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 00195

懲戒請求者

氏名 印

住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

第二東京弁護士会所属全弁護士の懲戒を求める。

ただし、懲戒請求済みのため、以下の弁護士を除く。

早稲田祐美子

戸田綾美

神田安積

出井直樹

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士全員の確信的犯罪行為である。

懲戒請求書

東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 208

懲戒請求者

氏名

印

住所 〒番号

対象弁護士

会長 小林元治

副会長 成田慎治

副会長 仲 隆

副会長 芹澤眞澄

副会長 佐々木広行

副会長 谷 真人

副会長 鍛冶良明

道あゆみ

近藤健太（東京）

佐々木亮

金竜介（きん・りゅうすけ）

金慶幸（きむ きょんへん）

金弘智（きむ ほんじ）

成綾子 橋本（なり・あやこ）

宋昌錫（Changsok Song）

金哲敏（きん あきとし/きむ ちよるみん）

金 秀玄（きむ すひよん）

殷 勇基（いん ゆうき）

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成されるコリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

第一東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 209

懲戒請求者

氏名 印

住所 〒番号

対象弁護士

小田修司

吉岡 肇

原田學植 趙 (はらだ・がくうえ)

金 帝憲 (きん ていけん)

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成される在日コリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

第二東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 210

懲戒請求者

氏名 印
住所 番号

対象弁護士

早稲田祐美子
戸田綾美
神田安積
出井直樹
高英毅（こう よんき）
金紀彦（きん のりひこ）
李宇海（い一うへ）
吳奎盛（ご けいせい）
趙誠峰（ちょ せいほう）
梁文洙（やん むんす）
金昌浩（きむ ちゃんほ）
張界滿（ちやん げまん）
韓泰英（はん・てよん）
安田栄哲（やすだ・えいてつ）
李将（いー じやん）
沈賢治（しむ ひょんち）
李政奎（い じょんぎゅ）

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成される在日コリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

大阪弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 211

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒番号

対象弁護士

日本弁護士連合会会長 中本 和洋 (大阪)

弁護士会会长 松葉知幸

副会長 中井洋恵

副会長 平野恵穂

副会長 岩佐嘉彦

副会長 山本健司

副会長 入江寛

副会長 中務正裕

山口健一 (大阪)

金喜朝 (きん よしとも)

金英哲 (きむ よんちよる)

林範夫 (いむ ほんぶ)

金奉植 (きむ ほんしく)

金 大燐 (きん だいよう)

黄 大洪 (こう だいこう LAZAK 会員)

梁栄文 (Yang Young MoonLAZAK 会員)

韓雅之 (はん まさゆき)

裴薰 (ペえ ふん)

成末 奈穂(なるすえ なほ)

金 愛子 (きん あいこ)

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成される在日コリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

兵庫県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 212

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒番号

対象弁護士

元会長 春名一典

会長 白承豪

副会長 尾藤寛

村田吾郎

鈴木亮

斎内正樹

幸寺 覚

南泰準 (Taejoon Nam)

白承豪 (はくしょうごう/べくすほ)

韓檢治 (はんこむち 神戸セジョン外国法共同事業法律事務所 共同代表)

崔舜記 (さいしゅんき 神戸セジョン外国法共同事業法律事務所共同代表)

黃文錫 (ふあんむんそく 神戸セジョン外国法共同事業法律事務所共同代表)

邊公律 (ぴょんこんりつ)

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、
日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日
朝鮮人で構成される在日コリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてそ
の売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

神奈川県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 213

懲戒請求者

氏名 印
住所丁番号

対象弁護士

会長 延命政之
副会長 高橋健一郎
副会長 安達信
副会長 苑田浩之
副会長 宮下京介
副会長 種村求
二川裕之
木村保夫
宋 惠燕 (そん へよん)
姜文江 (きょう・ふみえ)

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日朝鮮人で構成される在日コリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてその売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

沖縄弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 214

懲戒請求者

氏名 印
住所 〒番号

対象弁護士

会長 照屋 兼一
白充 (べく ちゅん LAZAK 理事)

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同、容認し、その活動を推進することは、
日弁連のみならず傘下弁護士会および弁護士の確信的犯罪行為である。

利敵行為としての朝鮮人学校補助金支給要求声明のみならず、直接の対象国である在日
朝鮮人で構成される在日コリアン弁護士会との連携も看過できるものではない。

この件は別途、外患罪で告発しているところであるが、今般の懲戒請求は、あわせてそ
の売国行為の早急な是正と懲戒を求めるものである。

懲戒請求書

東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 215

懲戒請求者

氏名

印

住所〒番号

対象弁護士

佐々木亮

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

ささきりょう @ssk_ryo

ネット右翼の諸君は相変わらずだなあ。無邪気に私に懲戒請求してるので 900 人くらいいるけど、落とし前はつけてもらうからね。(^-^)一☆

20:33 - 2017 年 9 月 2 日

44 件の返信 241 241 件のリツイート 205 いいね 205 件

懲戒請求書

東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 232

懲戒請求者

氏名

印

住所〒番号

対象弁護士

小倉秀夫 東京弁護士会

申し立ての趣旨

貴弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

この件は共謀による罪として別途告発されている事案である。

◇小倉秀夫 @Hideo_Ogura

虚偽告訴罪での告訴の対象なので、懲戒請求者の氏名・住所を秘匿する合理性がありません。

RT @6CLW77Y102: 余命 1898 記事より引用・・・ところで、弁護士会は個々の懲戒請求者の個人情報が守れるのだろうか。

18:28 – 2017 年 9 月 18 日

https://twitter.com/Hideo_Ogura/status/909952213702733824

◆小倉秀夫@Hideo_Ogura

3 月 18 日 14 時 30 分から、明治大学駿河台校舎リバティタワー 1012 教室で、「コントンツ配信サービスにおけるプラットフォーム提供者の自由の限界」について発表します。

Katsushika Tokyo Japan

ben.li/text_pr/Profil …

2008 年 10 月に登録

小倉 秀夫は日本の弁護士。東京都葛飾区出身。東京弁護士会所属。知的所有権研究会事務局長。民事訴訟法学会、情報ネットワーク法学会会員。

懲戒請求書

神奈川弁護士会御中

平成 29 年 月 日 No. 233

懲戒請求者

氏名

印

住所〒番号

対象弁護士

嶋崎量（神奈川弁護士会）

申し立ての趣旨

貴弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

この件は共謀による脅迫罪として別途告発されている事案である。

◇嶋崎量（弁護士）@shima_chikara

返信先: @ssk_ryo さん

何で懲戒請求されてるのか、ほんと謎です。酷い話だ。

19:30 – 2017 年 9 月 18 日

https://twitter.com/shima_chikara/status/909967858364407809

◆嶋崎量（弁護士）@shima_chikara

日本労働弁護団事務局長、ブラック企業対策弁護団副事務局長、ブラック企業対策プロジェクト事務局長。労働組合の顧問多数、労働事件は労働者側のみ担当。講演取材などのご依頼は、所属事務所（神奈川総合法律事務所）へお電話を。

神奈川県

bylines.news.yahoo.co.jp/shimasakichika …

2014 年 6 月に登録

懲戒請求書

長野県弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 234

懲戒請求者

氏名 印

住所〒

対象弁護士

渡邊恭子 長野県弁護士会

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

「弁護士渡邊恭子（なべきょう）@過眠症 @wata_nabekyo_ko

保守派と名の付けば自分たちの味方してくれるはずだと思ってるところがまたなんともイタタ。

保守派と言っても弁護士も議員もこれはさすがにダメだと思う（損害賠償請求の代理人になるくらいはもちろん正当な業務だからしてくれるとは思う）けど。。。」

法を職とする者の発言としては容認看過できるものではない。

懲戒請求書

東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 235

懲戒請求者

氏名

印

住所〒

対象弁護士

北 周士(かねひと) 東京弁護士会

申し立ての趣旨

弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

◆ノースライム@noooooooooorth

東京弁護士会所属の北 周士(かねひと)です。北・長谷見法律事務所代表。メンズファッション協会会員。中小企業の顧問業と土業向けのセミナー企画を中心に活動しています。東京都千代田区平河町

listen-web.com/kanehito-kita/

2017年5月に登録

◇ノースライム@noooooooooorth

ノースライムさんがささきりょうをリツイートしました

保守派といいますかささき先生とは政治的意見を全く異なる弁護士ですが、今回のささき先生に対する根拠のない懲戒請求は本当にひどいというか頭おかしいと思いますし、ささき先生に生じている損害の賠償は当然に認められるべきだと考えています。ノースライムさんが追加

ささきりょう @ssk_ryo

本件は、「保守派」の弁護士の先生たちも、私への懲戒請求には「ひどい」とおっしゃつて下さっておりますよ。

https://twitter.com/shinshu_saisei/status/910413390136336384 …

4:42 - 2017年9月21日

根拠がないと言っている点ですでに弁護士失格。懲戒請求者への恫喝と捉え、脅迫罪をもって懲戒を求める。

懲戒請求書

札幌弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 238

懲戒請求者

氏名

印

住所〒

対象弁護士

猪野 亨 札幌弁護士会

いの法律事務所

〒 060-0061 北海道札幌市中央区南 1 条西 9 丁目 5-1 札幌 19L ビル 6 階
TEL:011-272-9555 FAX:011-272-9556

申し立ての趣旨

札幌弁護士会所属の上記弁護士を懲戒することを求める。

懲戒事由

言論の自由を逸脱しており、大きく国益を害する発言である。別件で刑事告発しているが弁護士の発言として看過できないので懲戒請求するものである。

懲戒請求書

大阪弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 239

懲戒請求者

氏名 印
住所〒

対象弁護士と申し立ての趣旨

以下の所属弁護士の懲戒を求める。

林範夫（一心法律事務所・大阪弁護士会）

國本依伸（弁護士法人阪南合同法律事務所・大阪弁護士会）

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士の確信的犯罪行為である。

また、任意団体「Counter-Racist Action Collective」（対レイシスト行動集団。「C. R. A. C.」のツイッタージャパンに対する通知書代理人については国際テロリストとして告発されている弁護士が含まれており、公序良俗に反する品行のみならず、テロ等準備罪に抵触する可能性まであると思量する。

一般国民として看過できるレベルをこえているので、ここに理由と説明を添えて懲戒請求するものである。

懲戒請求書

札幌弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 240

懲戒請求者

氏名 印
住所〒番号

対象弁護士と申し立ての趣旨

以下の所属弁護士の懲戒を求める。

池田賢太 (北海道合同法律事務所・札幌弁護士会)

皆川洋美 札幌弁護士会

島田 度 (きたあかり法律事務所・札幌弁護士会)

懲戒事由

日本弁護士連合会会長 中本和洋名で発出された、違法である朝鮮人学校補助金支給要求声明に賛同し、その要求活動の実現を推進する行為は、傘下弁護士の確信的犯罪行為である。

また、任意団体「Counter-Racist Action Collective」(対レイシスト行動集団。「C. R. A. C.」)のツイッタージャパンに対する通知書代理人については国際テロリストとして告発されている弁護士が含まれており、公序良俗に反する品行のみならず、テロ等準備罪に抵触する可能性まであると思量する。

一般国民として看過できるレベルをこえているので、ここに理由と説明を添えて懲戒請求するものである。

懲戒請求書

第二東京弁護士会 御中

平成 29 年 月 日 No. 241

懲戒請求者

氏名 印
住所〒

対象弁護士

宮本 智 (第二東京)
第二東京弁護士会懲戒委員会全弁護士

申し立ての趣旨

上記弁護士の懲戒を求める。

懲戒事由

アダルトビデオ (A V) 出演を拒否した 20 代の女性に所属事務所が約 2400 万円の損害賠償を求めた訴訟をめぐり、日本弁護士連合会 (日弁連) が、所属事務所の代理人を務めた 60 代の男性弁護士について「提訴は問題だった」として、「懲戒審査相当」の決定をしていたことが 18 日、関係者への取材で分かった。弁護士は依頼者の利益を代弁する職責を持つため、提訴を理由に懲戒審査に付されるのは異例だという。

確定判決によると、女性は「タレントになれる」と 18 歳でスカウトされ、事務所と契約。その後、A V 出演を求められ、拒否すると事務所から「違約金を支払え」などと脅された。女性が契約解除を求めるに、事務所は男性弁護士を代理人として損害賠償訴訟を東京地裁に起こした。

平成 27 年 9 月の 1 審判決は「事務所は高額の違約金を盾に A V 出演を迫った」と指摘。「女性には契約を解除するやむを得ない事情があった」として請求を退けた。事務所側は控訴せず、判決は確定した。

この懲戒請求は第二東京弁護士会綱紀委員会が処分しないという議決を出したものを懲戒請求者が日弁連に異議申し立てをして日弁連綱紀委員会で「懲戒審査相当」の採決がなされ処分の審査が二弁懲戒委員会に付され、二弁懲戒委員会が、また「処分しない」という決定をしたものである。到底看過できるものではない。